

三番瀬漁場再生事業連絡協議会規約の一部改正（案） 新旧対照表

改正後	現行
<p><u>東京湾北部浅海</u>漁場再生事業連絡協議会規約</p>	<p><u>三番瀬</u>漁場再生事業連絡協議会規約</p>
<p>(名称)</p> <p>第1条 この協議会は、<u>東京湾北部浅海</u>漁場再生事業連絡協議会（以下「協議会」という。）という。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、豊かな漁場としての<u>東京湾北部浅海域</u>の再生を目指して、漁業者、地元市及び県が協力して取り組む漁場再生事業の計画的かつ効率的な推進に資することを目的とし、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく法律又は条例により設置される「附属機関」の性質は有しない。</p> <p>第3条以下、略</p> <p>附則 この規約は、平成23年5月16日から施行する。 平成25年9月10日一部改正。 <u>平成29年3月17日一部改正。</u></p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 この協議会は、<u>三番瀬</u>漁場再生事業連絡協議会（以下「協議会」という。）という。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、豊かな漁場としての<u>三番瀬</u>の再生を目指して、漁業者、地元市及び県が協力して取り組む漁場再生事業の計画的かつ効率的な推進に資することを目的とし、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく法律又は条例により設置される「附属機関」の性質は有しない。</p> <p>第3条以下、略</p> <p>附則 この規約は、平成23年5月16日から施行する。 平成25年9月10日一部改正。</p>